

令和4（2022）年度第1回みよし市行政不服審査会次第

日 時：令和4（2022）年6月2日（木）

午前10時から正午まで

場 所：市役所5階政策審議会室

1 委嘱状の交付

2 挨拶

3 議題

(1) 会長及び職務代理者の選出について

(2) 令和4（2022）年度審査会の開催日程について

(3) 行政不服審査会の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1～2

(4) 令和3（2021）年度行政不服審査請求状況について

4 その他

みよし市行政不服審査会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

行政不服審査会の概要

1 行政不服審査制度とは

- (1) 行政処分に関し、国民がその見直しを求め、行政庁に不服を申し立てる手続
- (2) 簡易迅速な手続により、手数料無料で国民の権利利益を救済

2 行政不服審査法の改正について

行政処分に関し、国民が行政庁に不服を申し立てる制度（不服申立て）について、「公平性の向上」、「使いやすさの向上」等の観点から、行政不服審査法（以下「法」という。）が全面的に改正（平成 26 年 6 月 13 日公布・平成 28 年 4 月 1 日施行）されました。

3 旧行政不服審査法との主な違い

(1) 公平性の向上

- ア 審理において、職員のうち処分に関与しない者（審理員）が、両者の主張を公正に審理（法第 9 条）
- イ 裁決について、有識者から成る第三者機関が点検（法第 43 条）
- ウ 審理手続における審査請求人の権利を拡充
証拠書類等の閲覧や謄写、口頭意見陳述における処分庁への質問等

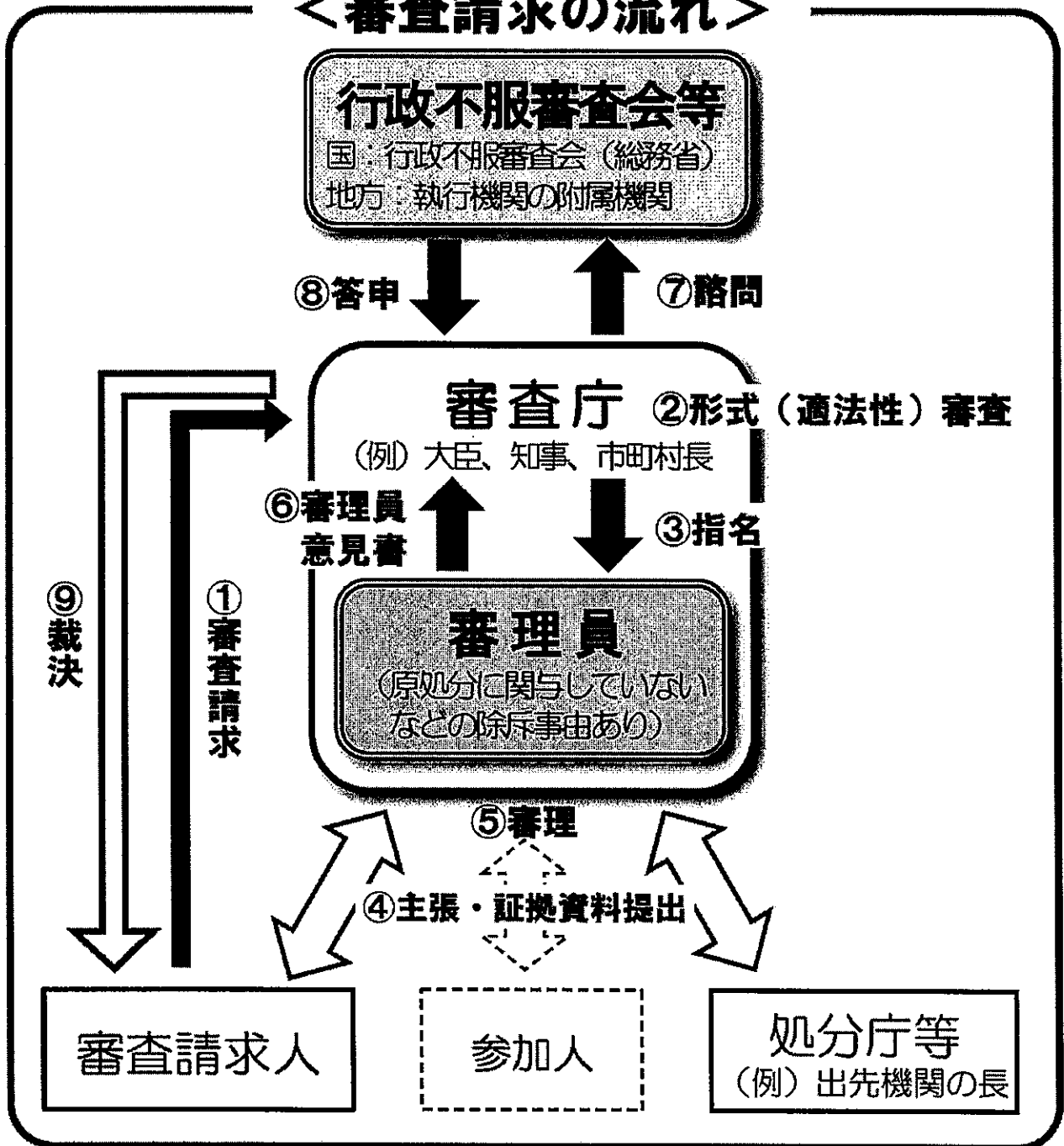
(2) 使いやすさの向上

- ア 不服申立てをすることができる期間を 60 日から 3 か月に延長（法第 18 条）
- イ 不服申立ての手続を審査請求に一元化

4 行政不服審査会の所掌事務

行政不服審査会は、行政庁の処分又は不作為についての審査請求の裁決の客観性・公平性を高めるため、実施機関の諮問に応じて、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含め、審査庁の判断の妥当性をチェックします。

< 審査請求の流れ >



みよし市行政不服審査会委員名簿

区 分	委 員 名
弁護士	さか ぐち よし ゆき 坂 口 良 行
弁護士	なん や なお たか 南 谷 直 毅
東海学園大学 名誉教授	くら はし よう こ 倉 橋 洋 子
鈴鹿大学短期大学部 教授	きよ た ゆう じ 清 田 雄 治
司法書士 (住民代表)	ふか や よう こ 深 谷 陽 子

(事務局)

役 職	氏 名
総務部部長	ふか や まさ ひろ 深 谷 正 浩
総務部次長兼総務課課長	お の だ ひろ し 小野田 浩 司
総務部副参事	はつ とり まこと 服 部 誠
総務課副主幹	はやし こう へい 林 航 平
総務課主任主査	すず き ひろ ゆき 鈴 木 寛 之
総務課主査	いち まる さと し 一 丸 智 詩